H30.2.7　Vol.1

えどがわっ子食堂ネットワーク運営規約

１　名　　　称　えどがわっ子食堂ネットワーク

２　目　　　的　地域における食を通した子どもの居場所である「子ども食堂」。このネットワー

クは実施団体の、情報共有、研修、広報啓発、人材や食材のマッチング等の支援

を通じて、江戸川区内の子ども食堂の輪を広げていくことを目的とする。

３　事業内容　・江戸川区内で子ども食堂を実施する団体の交流、情報共有、研修、広報啓発

　　　　　　　　・人材や食材のマッチング

　　　　　　　　・子ども食堂への寄付の受付、配分

４　設立年月日　平成３０年２月７日

５　規約施行日　平成３０年２月７日

６　構　成　員　えどがわっ子食堂ネットワークは江戸川区内において子ども食堂を実施する個

人および団体のうち、えどがわっ子食堂ネットワークに入会したもので構成され

る

７　世話人　あったか子ども食堂代表　藤居阿紀子

８　入会要件　入会する子ども食堂については、下記の要件を満たすものとする

1. えどがわっ子食堂ネットワークの趣旨に賛同し、江戸川区における子ども

食堂の取り組みの輪を広げていくこと

1. 地域の子どもたちが気軽に参加でき、自主学習の支援や子ども同士の遊び、

体験等子どもの居場所づくりを行うこと

1. 特定団体への勧誘や営利を目的としないこと
2. 食品衛生上の責任者※を置くことを基本とし、食品衛生に関する研修等に

参加し、常に食品衛生に配慮した運営に努めること。また、必要に応じて

保健所に相談すること

※食品衛生責任者養成講習会を終了したもの、またはそれと同等以上の資

格（栄養士、調理師、製菓衛生師、等）を有するものから選ぶこと。

９　入　退　会　　入会および退会は所定の入会申込書兼同意書（別紙１）および退会届（別紙２）

をもって行う